Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる

1　健康づくり・保健サービスの充実

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

本市では、妊婦一般健康診査の尿検査において、受診者の約半数に尿糖がみられ、３歳児健診受診者の約６％、小・中学生の約 １５％に肥満がみられました。青年期にはすでに生活習慣病で治療を行っている場合や、壮年期においては生活習慣病が重症化しているというケースも多く、全国よりも高い傾向です。その原因としては遺伝的素因の他にも、幼少期からの生活習慣が大きく影響していると思われ、それらが生活習慣病の発症・重症化、医療費などの社会保障費の高騰、早世・障がいにつながっていると考えられます。

そこで「健康みま ２１」の推進として、生活習慣病予防に向けて「若い世代から健診を受けよう」という重点テーマのもと、受診率向上に向けた取り組みを進めてきました。今後も１９ 歳から ３９ 歳を対象にしているメンズ･レディース健康診査の受診勧奨を行うとともに、早い時期から自分の身体に関心をもち、継続した自己管理のできる人を増やすことが必要です。そして、４０ 歳からの特定健診の受診率向上につなげていくことが必要です。

また、生活習慣の基礎が身につく幼少期においては、家庭、保育所、幼稚園、学校等における適切な生活習慣の獲得が必要です。そのため、各乳幼児健診、育児相談等で、食生活や生活リズムの乱れを改善していく支援をすることにより、幼児期からの適切な生活習慣の基盤を築く取り組みが重要です。

食育については、食生活改善推進員（ヘルスメイト）と連携し、子育てサロン、保育所、幼稚園、小学校等で積極的に活動しています。しかし、会員の高齢化等により会員数が年々減少していくことから、食育の普及・推進が難しくなってきています。

少子化や核家族化、地域連帯意識の希薄化が進む中、身近に交流できる相手や子育ての悩みを相談する相手がいないなど、孤立化する親子が増えています。そのため、安心して次代を担う子ども達を育てていくことができる支援と環境づくりが必要です。

乳幼児健診や育児相談を実施し、疾病や発達障がい児等を早期発見し早期療育につなげるため、各関係機関等と連携を取りながら保護者の育児負担の軽減を図ることが重要です。

このようなことから、健康と健康づくりに関する知識の普及や生涯を通じて自分の健康状態を把握できるシステムの整備を推進していくことが重要な課題となってきます。

乳児健診

【施策の基本】

子どもから高齢者まで各世代の健康課題に対応した保健活動に取り組み、市民自らが生涯にわたり健康づくりに取り組むことができるよう、情報提供やきっかけづくりを推進します。

【施策の内容】

1．「健康みま ２１」の推進

●計画目標達成に向けて、行政機関をはじめ、関係機関・団体とより一層の連携を図っていくとともに、計画についての情報の提供と健康意識の啓発に努めます。また、計画の推進体制として、「健康みま ２１ 推進協議会」を定期的に開催し、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

2．健康づくり事業の推進

●生活習慣病の発症・重症化予防に向けて、健診未受診者に対する支援を継続するとともに、学校・保護者等と連携を図りながら、幼少期・学童期からの肥満予防に向けた取り組みを行います。

●各種がん検診を充実するとともに受診率の向上に努めます。

●地区組織として活動している食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成講座を開催し、会員の確保に努めます。

3．母子保健事業の推進

●妊産婦及び配偶者、乳幼児の保護者を対象に、出産・育児の正しい情報を提供し、育児不安の解消を図ります。また、配偶者の育児に対する意識の向上と、親子の交流を図ります。

●子どもたちの健全な発育・発達を支援するため、乳児の全戸訪問指導や、各種健康診査、健康相談、健康教育を実施し、疾病や発達障がい児の早期発見、早期療育につなげます。

●将来の生活習慣病予防に向け、妊婦健康診査から身体の変化に着目し、自分の身体に関心を持てるよう早い時期から健康診査受診の継続を図ります。

●幼児期からの肥満予防、生活リズムや正しい食習慣の確立に向けて、食育の普及・推進を図ります。

●地域、家庭、保育所、幼稚園、学校及び児童福祉等の関係機関と連携を図りながら虐待防止に努めます。

●感染症等の疾病を予防するため予防接種の接種率の向上を図ります。

2　医療・救急体制の充実

(1) 医療・救急体制の充実

【現状と課題】

長寿化や生活習慣病の増加などに伴い、医療ニーズは多様化・高度化している中で、地域医療の役割も変化してきており、かかりつけ医制度の定着と在宅医療の推進、さらに、終末期医療も含めた包括的医療が展開されるよう、関係機関が相互に連携した体制の整備が求められています。

本市には、このような総合的な施設がなく、市外の医療機関に依存している部分が大きくなっており、市民の医療ニーズや救急に対応できるよう、地域医療機関や市外の総合病院と連携した医療体制の充実を図っていく必要があります。

また、糖尿病連携パスの有効利用により地域医療との連携体制が確立されつつあります。

今後も糖尿病等の重症化予防に向けて、健診受診率を向上させるとともに、糖尿病連携パスを通じて医療との連携をより充実させていくことが重要です。

【施策の基本】

すべての市民が健やかに生活できるよう、多様な医療ニーズに対応した地域医療の展開を推進します。

【施策の内容】

1．地域医療体制の確立

●生活習慣病に対しての健康教育、健康相談内容を充実するとともに、地域医療との連携に努めます。

●医師会等関係機関と連携を図りながら、かかりつけ医制度等により地域医療体制の確立を進めていきます。

●地域の実情に即したへき地医療体制の充実に努めます。

2．救急医療体制の確保

●休日・夜間医療体制については、医師会の協力を得て、救急医療当番医制度により対応を図ります。

●災害時の救急医療体制について、防災計画等に基づき、充実に努めます。

●県、医師会等関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の確立を図ります。

3　生活保障制度の適切な運用

(1) 生活保護制度の運営

【現状と課題】

本市の被保護世帯等の状況は、平成２１年度月平均で被保護世帯４００世帯、被保護人員５３２人、保護率１６．０‰※となっており、全国的な状況と同じく、世帯、人員ともに増加を続けています。

こうした中で、適正な保護費支給はもとより、漏給・濫給を防止して、計画的に訪問し被保護者との誠実な関係を構築していますが、最近の社会経済状況の変化を背景に様々な要因で生活困窮に陥る世帯が増加し、それに伴う相談業務・新規申請処理業務も増加しています。

こうした傾向は今後さらに進むことが考えられ、要・被保護世帯の複雑なニーズに適正に対応できる相談体制の確立を図っていく必要があります。

【施策の基本】

保健・医療・福祉等関係機関と連携し、生活困窮の要因を見極め、自立を助長するための生活相談や助言など、必要な支援を実施します。

【施策の内容】

１．生活保護受給世帯への支援

●被保護世帯等の動向は、平成２０年度月平均保護率で１５．５‰、平成２１年度月平均保護率１６．０‰となっており、今後も緩やかな増加が続くと予想されるため、引き続き「漏給・濫給防止」及び「自立支援」を重要事項として取り組み、保健・医療・福祉等関係機関との連携により、世帯に応じた相談、支援体制を確立します。

●次の４つの重点事項を定め実践していきます。

①　毎月の担当地域連絡定例会議と計画的訪問の継続

②　民生委員児童委員との連携

③　新生保システム導入による事務の効率化と迅速化

④　自立支援プログラムの導入

※‰：千分率のこと。「パーミル」または「パーミリ」と読む。

4　社会保障制度の普及促進

(1) 介護保険事業の運営

【現状と課題】

平成１８年４月に「予防重視型システムへの転換」「新たなサービス体系の確立」など大幅な制度見直しが行われたため、予防を重視した介護予防事業や地域支援事業の実施、在宅介護サービスの提供、地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の整備などサービスの充実を図りました。

本市の平成２２年３月末現在の第１号被保険者数は、１０，１３４人（前期高齢者６５歳～７４歳は４，１１３人、後期高齢者７５歳以上は６，０２１人）となっており、要支援、要介護認定者数は２，０７９人で、認定率２０．５％であり、平成１９年３月末と比べると０．０１％の微増となっています。

今後も高齢化は進行し、介護認定者やサービス利用増加が見込まれ、介護費用も増加傾向であると予想されます。このような状況の中、介護保険制度を適切に運営していくには、安定した質の高いサービス提供に努めるとともに、サービス評価システムの確立や介護予防事業の充実を図る必要があります。

また住み慣れた地域で生活を送るには、介護保険サービスだけでなく地域の様々な資源を活用した包括的支援を提供することが必要になっており、ネットワークづくりなど地域包括支援センターの役割が重要になります。

【施策の基本】

地域に根ざした介護福祉サービスの充実を進め、家庭や地域組織を含む高齢者福祉に関わる多様な主体との連携強化を図ります。

【施策の内容】

１．介護サービスの充実

●介護サービスを適切に利用できるよう、地域密着型サービスをはじめとした介護サービスの基盤整備を進めます。

●安定した質の高い介護サービスの提供に努めるとともに、介護給付の適正化を図ることにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制します。

●地域包括支援センターを核とした関係機関との連携体制の構築により、包括的支援をスムーズに行います。

２．介護予防事業の充実

●高齢者が要支援、要介護状態等になることを防止し、自立した日常生活を支援するため、介護予防ケアマネジメントの確立や介護予防支援事業を推進します。

(2) 国民健康保険事業等の運営

【現状と課題】

国民健康保険は、相互扶助を基盤とした地域医療保険制度であり、市民の健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

平成２２年３月末現在の本市の国民健康保険加入状況は、世帯数４，５１１世帯（総世帯に対する加入率は３５．０２％）、被保険者数７，５９２人（総人口の２２．９４％）です。

国民健康保険事業の運営状況については、被保険者の高齢化や、長引く景気低迷を社会背景とした低所得者の増加などを主な要因に、医療費の増大や保険税収入の停滞を招いており、国民健康保険財政に深刻な影響を与えています。

こうした状況の中で、国民健康保険財政の健全化を図っていくためには、保険税の収納率の向上や保健事業の強化・医療費適正化により、安定した運営に努めることが課題となっています。

あわせて、平成２０年度に創設された後期高齢者医療制度に代わる「新しい高齢者医療制度」の導入及び国民健康保険制度・運営の抜本的な改革が検討されており、国民健康保険制度の充実、安定した事業運営に一層努めなければなりません。

【施策の基本】

国民健康保険事業及び高齢者医療の安定化を進め、被保険者の健康増進を促すことで、医療費の適正化、保険税の収納率向上に努めます。

【施策の内容】

１．国民健康保険事業の安定運営

●国民健康保険事業の安定した運営を図るため、加入者に対して、制度の啓発を行うとともに、国民健康保険税の納付に対する理解の促進を図り、収納率の強化に努めます。

２．保健事業の充実・強化

●特定健康診査や特定保健指導を推進し、市民の健康増進を図り、医療費の適正化に努めます。

●健康家庭の表彰制度（１年間無受診者）を実施するほか、医療費通知（年６回）などによる周知・啓発を行い、保健事業の充実に努めます。

3．国民健康保険の適正化

●レセプト（診療報酬明細書）点検の事務処理体制を整備し、内容点検調査事務の充実強化に努めます。

●健康教室・健康相談などの活動を強化するとともに、健康保持や疾病予防のため、健康づくりを推進します。

●医療費の適正化により、安定した事業の運営を確保し、国民健康保険の充実に努めます。

4．高齢者医療の充実

●高齢者が地域で自立した生活を送るための制度運用を充実させます。

●重複多受診等に対する訪問指導などを通じて、医療費の適正化に努めます。

健康増進事業（体操教室）

健康増進事業（水中ウォーキング）